

改正農地法等に伴う農地基本台帳の整備について

平成22年5月13日
岩手県農業会議

1. 農地基本台帳をめぐる情勢について

農地基本台帳は、農業委員会交付金事業実施要領（昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産省事務次官通知）に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として全農業委員会で整備することとされている。

※ 農地基本台帳整備は、昭和34・35年において各市町村における農業振興計画の樹立および実施の推進等にかかわる事務を的確かつ迅速に処理するため、また農政活動の基礎資料とするため、補助事業により全市町村農業委員会に「農家基本台帳」の名称で整備されたことが始まりである。

昨年12月15日の改正農地法等の施行に伴い、農地の権利移動規制の見直しがされる一方、農地の適正利用を担保するための措置（利用状況報告と勧告・許可取り消し）が法制度に位置付けられた。また、農業委員会は、遊休農地に関する措置として、年1回の農地の利用状況調査と調査結果を踏まえた遊休農地の所有者等に対する指導を行うことが義務づけられた。

今後、農業委員会における法令事務については、これまでの入口規制（許認可）に加え、出口規制（事後監視）にも重点を置いた対応が求められる。

そのため、農林水産省は、平成22年4月1日に「農業委員会交付金事業実施要領」と「農業委員会交付金事業の実施について」を改正し、これまでの区域内の農家単位で農機具、施設、経営農地、貸付地の保有状況等を管理するいわゆる属人台帳から、区域内の全ての農地の利用状況等を管理するいわゆる属地台帳に変更した。

2. 農地基本台帳の管理項目の変更点について

（1）管理項目の範囲

（旧）農業委員会の区域内の農家（都府県にあっては10a以上、北海道にあっては30a以上の農地につき耕作の業務を営む世帯単位）

（新）農業委員会の区域内のすべての農地及び採草放牧地

（2）具体的な管理項目

（旧）①世帯員及び就業、②営農の状況、③土地総括表、④経営農地等の筆別表、⑤貸付地の筆別表（農地・採草放牧地）

（新）①基本的事項（所在、地番、地目、所有者氏名、借受者氏名等）、②農地等の賃貸借等の設定の状況、③納税猶予の適用状況、④農地の利用状況調査結果、⑤遊休農地の措置の状況、⑥その他（仮登記の設定等）

3. 農地基本台帳整備に関する留意点について

（1）農地基本台帳の電算化システムの改良と補助金の活用

農地基本台帳は全農業委員会においてすでに電算化されており、管理項目の変更に伴い、農地基本台帳の電算化システムの改良が必要となる。

今回の電算化システムの改良については、農業委員会等が改正された農地制度にお

いて新たに担う事務を適正かつ円滑に執行できるように措置された農地制度実施円滑化事業費補助金のなかで補助対象とされているため、早急に、システム開発業者と打合せを行い、必要経費を見積もるとともに、都道府県に対し予算の交付申請を行うこと。また、農地制度実施円滑化事業費補助金は、システムの改良だけでなく、新たな管理項目の把握のための調査や、データ入力などの経費も支出できるので、こうした経費も交付申請すること。

なお、全国農業会議所では、把握できる範囲で、システム開発業者を集め、農地基本台帳の管理項目の変更点についての説明会を行う予定としている。

（２）１０ａ未満（北海道は３０ａ未満）の農地等所有者の把握

新たに管理が求められる１０ａ未満（北海道は３０ａ未満）の農地等所有者の把握を行うためには、固定資産税台帳との照合が効果的である。このため、市町村内の関係部局（税務課等）と調整し、データ照合の仕組み（条例等のルール）づくりを行う必要がある。

特に、関係部局との調整にあたっては、新しい農地基本台帳が、管内の全ての農地等の所有者・借受者、利用状況等を管理するものであり、市町村にとっても今後の農地行政を展開するうえで有効な手段となることを強調し、農地基本台帳の整備の必要性を認識してもらうことが重要である。

（３）農地の利用状況調査結果、遊休農地等の指導状況の反映

新たに管理が求められる農地の利用状況調査結果や遊休農地の措置の状況について、電算化システムが開発できるまでの間は、経営農地等の筆別表の備考欄に、農地の利用状況調査の調査年月日、遊休農地の指導状況などを記載し管理すること。

（４）世帯および就業状況の管理

これまで世帯および就業状況は必須項目として管理してきたが、農業委員会交付金事業においては、入力・管理する必要がなくなっている。しかしながら、農業委員会は、毎年、農業委員会選挙人名簿の調製をしなければならないので、こうした業務を円滑にすすめるためにも引き続き世帯および就業状況を把握し、農地基本台帳に管理することが効率的である。

また、正確な世帯情報を把握するため、定期的に住民基本台帳との照合ができよう、市町村内の関係部局（住民課等）と調整し、データ照合の仕組み（条例等のルール）づくりを行う必要がある。

（５）農地基本台帳の点検及び補正を実施するための規程の変更

現在、農業委員会では、改正前の「農業委員会交付金事業の実施について」に基づく農地基本台帳の点検及び補正を実施するための規程が整備されているが、今回の改正を踏まえ、従来の規程を変更する必要がある。

このことを受け、全国農業会議所では、別紙のとおり変更した規程（例）を作成したので、これを参考に、規程の変更を進めること。

(別紙)

農地基本台帳点検等実施規程（例）

年 月 日
〇〇農業委員会

（目的）

第1条 この規程は、〇〇農業委員会（以下「本委員会」という。）が整備する農地基本台帳の適時・適切な情報の更新を図るため、その記載内容の点検及び補正（以下「点検等」という。）に関する事項を定め、もって本委員会の法令業務の適正かつ円滑な処理及び本市の農業振興に資することを目的とする。

（点検等の対象となる事項）

第2条 農地基本台帳の点検等は、「農業委員会交付金事業の実施について」（昭和60年11月20日付け60農経A第1142号農林水産経済局長通知）の記の第1の1に定める記載事項について、本委員会の区域内において該当する全ての農地および採草放牧地を対象に実施するものとする。

（定期的な点検等の実施等）

第3条 本委員会は、毎年、農業委員会選挙人名簿の調製の時期と並行して、〇月から〇月までの間に農地基本台帳の点検等を実施するものとする。

2 前項の点検等は、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査並びに次項による調査を通じて把握した情報に基づき実施するものとする。

3 農地基本台帳の記載事項のうち、農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の審査及び選挙資格の調査によっては情報を把握することができないものについては、別途、調査を実施するものとする。

4 農地基本台帳の記載事項のうち、農地法第30条第1項、第2項及び第31条第2項に基づく農地の利用状況調査、遊休農地の措置の状況については農地の利用状況調査の実施後に把握した情報に基づき整理するものとする。

（住民基本台帳等のデータとの照合）

第4条 前条による点検等のほか、農地基本台帳の記載事項のうち世帯及び農地等所有者の状況については、毎年1回以上、住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合を行い、その結果を反映するものとする。

（随時補正の実施）

第5条 第3条による点検等及び前条による照合のほか、農業委員会の日常的な事務処理や農業委員の活動等を通じ、農地基本台帳の記載内容を補正する必要がある場合には、その都度、速やかにこれを反映するものとする。

（農地情報の共有化のために提供した情報等の管理）

第6条 農地情報の共有化のために地域担い手育成総合支援協議会（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号経営局長通知）第1の3の(2)のウに基づく都道府県知事の承認を受けた地域担い手育成総合支援協議会をいう。）に対し農地基本台帳に整備した情報を提供した場合等には、情報の利用目的、提供した情報の内容等を整理し、適切な管理を行うものとする。

（点検等の実施管理）

第7条 農地基本台帳の点検等の適正な実施を確保するため、その実施状況を管理する者を置き、当該者に農業委員会事務局長を充てるものとする。

附 則 この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

農 業 委 員 会 交 付 金 事 業 実 施 要 領

昭和60年11月20日付け60農経A第1141号
農林水産事務次官名→地方農政局長・沖縄
総合事務局長・北海道知事 宛
一部改正 平成22年3月31日付け21経営第7257号

第1 趣 旨

農業委員会が行う農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する事項に関する事務（以下「法令事務」という。）の円滑な処理を期するため、この要領の定めるところにより、農業委員会交付金事業（以下「交付金事業」という。）を実施するものとする。

第2 事業の実施主体

交付金事業の実施主体は、農業委員会とする。

第3 事業の内容及び実施

1 事業の内容

法第2条第1項の交付金が交付される交付金事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 委員手当の支給

農業委員会が法第4条に規定する委員に対し、法令事務を処理するための報酬として手当を支給すること。

(2) 職員の設置

農業委員会が法令事務を処理するため、法第20条第1項に規定する職員を置くこと。

(3) 農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備

ア 農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な調査を行うこと。

イ 農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料としての農地基本台帳を整備すること。

2 事業の実施

(1) 農業委員会は、交付金事業を実施するに当たっては、1の(1)から(3)の事業が相互に有機的な関連を持って効率的に行われるよう努めるものとする。

(2) 農業委員会は、1の(1)の委員手当の支給を行う場合には、委員の業務日誌等を備え、活動内容（日時、場所、活動内容等）を記録するものとする。

(3) 1の(1)の委員の手当は、市町村が定める委員手当に関する諸規程に定めた額によるものとする。

なお、委員手当の支給に当たっては、法令事務を処理するための活動に応じて日額又は時間給で支給するものとする。

第4 国の助成

国には、交付金事業に要する経費の財源に充てるため、市町村に対して交付金を交付する都道府県に対し、法第2条第1項の規定に基づき、農業委員会交付金を交付するものとする。

第5 定期報告

(1) 農業委員会は、毎年度、各四半期の末日までの事業の実施状況について、経営局長が別に定める様式により、当該四半期の最終月の翌月15日までに正副2部を、都道府県知事を経由して、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告するものとする。

(2) 都道府県知事は、農業委員会から事業の実施状況の報告を受けた場合には、取りまとめて正副2部を地方農政局長等に報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、都道府県知事から報告を受けた場合には、その内容を審査し、事業の実施内容が不適切と認められる場合には、速やかに調査を行い、是正のために必要な指導を都道府県知事を経由して文書にて行うものとする。
- (4) 農業委員会は、(3)の是正指導を受けた場合には、1ヶ月以内に必要な改善措置計画を都道府県知事を経由して地方農政局長等に報告するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、(4)により提出させた改善措置計画により改善が図られないと認められる場合には、本事業を中止し、補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

第6 証拠書類等の保存

農業委員会は、交付金事業に関する証拠書類又は証拠物及び交付に関する書類を、負担金事業の完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第7 指導監督

地方農政局長等は、交付金事業の実施に関し指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

第8 この実施要領に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、農林水産省経営局長が別に定めるものとする。

附 則（平成22年3月31日付け21経営第7257号）

この要領は平成22年4月1日から施行する。

(様式第2号)

平成 年度農業委員会交付金事業の実施状況定期報告書

〇〇農業委員会

第1 委員の手当

月別	委員の人数	1日当たりの手当額	活動延べ日数	主な活動内容
月				
月				
月				

第2 職員の設置

交付金の対象職員の人数

第3 農地調査・農地基本台帳整備費

1 農地調査費

月別	区 分	調査内容	日付 (調査日、発注・納入日等)	回数
月	旅 費			
	消耗品費			
	通信運搬費			
月	旅 費			
	消耗品費			
	通信運搬費			
月	旅 費			
	消耗品費			
	通信運搬費			

注：消耗品費の購入については、伝票の写しを添付すること。

2 農地基本台帳整備費

月別	補助員の人数	1日当たりの手当額	実働延べ日数	主な内容
月				
月				
月				

附 則（平成 22 年 3 月 31 日付け 21 経営第 7258 号）
この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。